別表第二中第二百五十五号を第二百八十四号とし、第二百五十一号から第二百五十四号までを二十九号ずつ繰り下げ、第二百五十号を第二百七十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百七十九　薏苡附子敗醤散

別表第二中第二百四十九号を第二百七十七号とし、第二百四十八号を第二百七十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百七十六　木防己湯

別表第二中第二百四十七号を第二百七十四号とし、第二百四十二号から第二百四十六号までを二十七号ずつ繰り下げ、第二百四十一号を第二百六十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

二百六十六　補陽還五湯

二百六十七　奔豚湯（金匱要略）

二百六十八　奔豚湯（肘後方）

別表第二中第二百四十号を第二百六十四号とし、第二百三十四号から第二百三十九号までを二十四号ずつ繰り下げ、第二百三十三号を第二百五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十七　扶脾生脈散

別表第二中第二百三十二号を第二百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十五　附子粳米湯

別表第二中第二百三十一号を第二百五十三号とし、第二百三十号を第二百五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百五十二　茯苓杏仁甘草湯

別表第二中第二百二十九号を第二百五十号とし、第二百二十三号から第二百二十八号までを二十一号ずつ繰り下げ、第二百二十二号を第二百四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四十三　白朮附子湯

別表第二中第二百二十一号を第二百四十一号とし、第二百二十号を第二百三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四十　半夏散及湯

別表第二中第二百十九号を第二百三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十八　八味疝気方

別表第二中第二百十八号を第二百三十六号とし、第百七十九号から第二百十七号までを十八号ずつ繰り下げ、第百七十八号を第百九十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十六　大防風湯

別表第二中第百七十七号を第百九十四号とし、第百七十四号から第百七十六号までを十七号ずつ繰り下げ、第百七十三号を第百八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十　大黄附子湯

別表第二中第百七十二号を第百八十八号とし、第百六十九号から第百七十一号までを十六号ずつ繰り下げ、第百六十八号を第百八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十四　喘四君子湯

別表第二中第百六十七号を第百八十二号とし、第百六十六号を第百八十一号とし、第百六十五号を第百七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八十　洗肝明目湯

別表第二中第百六十四号を第百七十八号とし、第百五十二号から第百六十三号までを十四号ずつ繰り下げ、第百五十一号を第百六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十五　神仙太乙膏

別表第二第百五十号中「秦艽羌活湯」を「秦艽羌活湯」に改め、同号を同表第百六十三号とし、同表中第百二十号から第百四十九号までを十三号ずつ繰り下げ、第百十九号を第百三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三十一　梔子豉湯

百三十二　梔子柏皮湯

別表第二中第百十八号を第百二十九号とし、第九十八号から第百十七号までを十一号ずつ繰り下げ、第九十七号を第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八　柴胡枳桔湯

別表第二中第九十六号を第百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六　柴梗半夏湯

別表第二中第九十五号を第百二号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三　柴葛解肌湯

百四　柴葛湯加川芎辛夷

別表第二中第九十四号を第百一号とし、第八十号から第九十三号までを七号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十六　外台四物湯加味

別表第二中第七十八号を第八十四号とし、第四十二号から第七十七号までを六号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第四十七　甘草附子湯

別表第二中第四十号を第四十五号とし、第三十九号を第四十四号とし、第三十八号を四十三号とし、第三十七号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十一　柹楼薤白湯

四十二　柹楼薤白白酒湯

別表第二中第三十六号を第三十九号とし、第二十五号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六　加減涼膈散（浅田）

二十七　加減涼膈散（龔廷賢）

別表第二中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　烏苓通気散

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十一号を第二百五十二号とし、第二百十六号から第二百五十号までを一号ずつ繰り下げ、第二百十五号ただし書中「膣剤」を「膣カンジダ治療薬」に改め、同号を同項第二百十六号とし、同項中第三十二号から第二百十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　エメダスチン

○厚生労働省告示第三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十五年一月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久